

令和2年4月23日

受注者 各位

十日町市長 関口 芳史

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されました。

緊急事態宣言を踏まえ本市では、市民の安心・安全な生活の確保や社会の安定を維持するために必要なインフラの整備や災害復旧等については、緊急事態措置の期間中においても継続的に実施していく必要があるため、現在施工中及び今後契約を予定している工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」といいます。）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要な取り組みを行いながら継続していくことといたしました。

つきましては、施工中及び今後契約する工事等については、次のとおり取扱うことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

1. 工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

工事等の一時中止措置や工期又は履行期間の延長については、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、申し出に対する適切な措置を行います。

なお、受注者からの申し出がない場合であっても、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる工事等がある場合には、本市建設工事請負基準約款等に基づき、工事等の変更、中止について指示する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

2. 工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- (1) 工事等の現場においては、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者の健康管理に留意くださいますようお願いいたします。
- (2) 工事等の作業従事者が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者であることが判明した場合には、速やかに発注者に報告していただくとともに、保健所又は医療機関の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者及び濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な対応をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といいます。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。
特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すようお願いいたします。

問合せ先：

十日町市 総務部 財政課 契約検査係

担当：福島・小川

TEL:025-757-3114 (直通)

FAX:025-752-4635